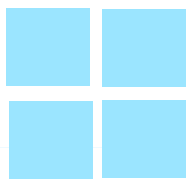




地域おこし  
協力隊の方

山形県



# 住まいの支援

～移住世帯向け家賃補助金～

地域おこし協力隊を退任された方が引き続き県内に居住される場合、**家賃の一部(上限1万円/月)を最大24か月分補助します!**

## 補助対象者

: 以下の1～4全てに該当する方

1. 令和6年12月31日～令和7年12月30日に、県内自治体の地域おこし協力隊を退任し、引き続き県内に居住(※移住日は、退任日の翌日となります。また、再び着任する場合は除きます)
2. 退任日までに、「やまがた暮らし移住希望登録」に登録
3. 退任後に、「移住完了アンケート」に回答
4. 県内に定住する意思があること



## 補助対象額

1. 申請者本人が契約者である住宅賃貸借契約に基づく、令和7年2月分～令和8年1月分の家賃  
(ただし、県営・市町村営の賃貸住宅、社宅、3親等以内親族が所有する賃貸住宅などは除きます)

◆申請の流れ等は、**本チラシ裏面**をご覧ください

申請期限

**令和8年1月30日**

# 令和7年度山形県移住世帯向け住まいの支援事業費補助金

## 申請の流れ

※スマートフォンやパソコン等を利用した電子申請となります。

### STEP1 退任前に「やまがた暮らし移住希望登録」に登録

右の二次元コードまたは以下URLよりお手続きください。  
※山形県移住交流ポータルサイト「やまがたごち」内の登録フォーム  
につながります。

URL：<https://yamagata-iju.jp/soudan/ijyu-form.html>

※確認事項がある場合、山形県よりメールまたはお電話にてご連絡します。



### STEP2 退任後に「移住完了アンケート」に回答

STEP1「やまがた暮らし移住希望登録」へ登録完了後、自動返信される受付メールの  
本文にて「移住完了アンケート」のURLをお送りしますので、転入後にご回答ください。

※「やまがたe申請」での電子申請となります。

※確認事項がある場合、山形県よりメールまたはお電話にてご連絡します。

### STEP3 毎月の家賃のお支払い

### STEP4 必要書類※を準備して「やまがたe申請」で申請

※以下の書類の電子データ（スマートフォン等で撮影した画像やスキャンしたデータ）をご  
準備ください。

- 以下の①②のいずれか  
いずれも個人番号がないもの、かつ、申請日から3か月以内に発行されたもの  
①住民票謄本の写し ②戸籍の附票謄本の写し
- 住宅賃貸借契約書の写し  
（貸主・借主氏名、家賃の金額、契約期間が記載されているページのみ）
- 住宅手当の支給が確認できる書類  
（直近3か月分の給与支給明細書の写し）
- 補助金の振込先の通帳の写し  
（通帳がない口座の場合は、口座情報のページを印刷したもの）
- 家賃支払証明書（別記様式2）

### STEP5 山形県による申請内容の確認

申請順に確認を行いますので、ある程度お時間をいただきます。  
確認事項がある場合、山形県よりメールまたはお電話にてご連絡します。

### STEP6 交付決定

申請内容に問題がなければ、山形県より交付決定の  
ご連絡をいたします。

令和8年3月までに  
一括交付

### STEP7 指定口座に振込

## 【お問合せ先】

山形県みらい企画創造部 移住定住・地域活力拡大課

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

メールアドレス：[yamagatakeniju@pref.yamagata.jp](mailto:yamagatakeniju@pref.yamagata.jp)